

6 組織再編の契約の承認 2

※株式会社の組織再編に限っています。

〈存続側（吸收合併存続会社、吸收分割承継会社及び株式交換完全親会社）の手続〉

1. 組織再編の契約の承認は、原則として株主総会の特別決議によって行われます。

2. さらに、存続株式会社等が種類株式発行会社である場合において、対価が存続株式会社等の譲渡制限株式であるときは、存続株式会社等の株主総会の特別決議に加えて、対価とされている種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の特別決議が必要です。

※存続株式会社等の株式を対価とするということは、存続株式会社等が募集株式の発行をするのと同じだと考えて下さい。

※会社法 199 条 4 項では、種類株式発行会社が譲渡制限株式を募集する募集事項の決定をするには、募集事項の決定の特別決議に加えて、種類株主総会の特別決議が必要とされていますね。種類株式発行会社である存続会社が対価としてその会社の譲渡制限株式を交付する場合は、譲渡制限株式を募集する場合と異なりません。ですから、会社法 199 条 4 項と同じ要件が課されています。

3. このほか、種類株式発行会社において、ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、会社法322条の決議が必要となります（会社法322条1項7号、9号、12号）。

会社法795条（吸収合併契約等の承認等）

- I 存続株式会社等は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約等の承認を受けなければならない。
- IV 存続株式会社等が種類株式発行会社である場合において、次の各号に掲げる場合には、吸収合併等は、当該各号に定める種類の株式（譲渡制限株式であつて、第199条第4項の定款の定めがないものに限る。）の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。
- ① 吸収合併消滅株式会社の株主…に対して交付する金銭等が吸収合併存続株式会社の株式である場合 第749条第1項第2号イの種類（対価として定められている種類）の株式
 - ② 吸収分割会社に対して交付する金銭等が吸収分割承継株式会社の株式である場合 第758条第4号イの種類（対価として定められている種類）の株式
 - ③ 株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親株式会社の株式である場合 第768条第1項第2号イの種類（対価として定められている種類）の株式

7 略式・簡易組織再編2

※株式会社の組織再編に限っています。

〈存続側（吸收合併存続会社、吸収分割承継会社及び株式交換完全親会社）の手続〉

1. 吸収型組織再編をする場合において、一方の当事会社が他方の当事会社の議決権の90%以上を有する場合（90%以上を有している会社を特別支配会社といいます。）には、他方の当事会社の株主総会における承認は不要です（略式組織再編）。

※この場合、たとえ株主総会を開催しても承認決議の結果が明らかなので、承認が不要とされています。

ただし、対価の全部又は一部が存続株式会社等の譲渡制限株式である場合であって、存続株式会社等が公開会社でないとき（つまり、全部の株式について譲渡制限の定めがされている場合）は、株主総会の承認決議を省略することができません。

※存続株式会社等の株式を対価とするということは、存続株式会社等が募集株式の発行をするのと同じだと考えて下さい。

※この場合、非公開会社が募集株式の発行をする場合と同じ利益状況になります。この場合、非公開会社の株主は持株比率維持との関係で大きな利害関係を有します。だから、この決議を省略することは許されないということです。

2. 吸収型組織再編をする場合において、存続会社等が交付する対価の額が、当該存続会社等の純資産額の20%以下である場合には、当該存続会社等の株主総会における承認は不要です（簡易組織再編）。

※この場合、存続会社等の規模と比較して、株主の利益に与える影響が小さいから承認が不要とされています。

〈さらに…〉

存続会社等が簡易組織再編をすることができない場合としては、以下の規定があります。

- ・組織再編をすることによって「差損」が生ずる場合
(会社法 796条2項ただし書、795条2項)

※「差損」の意味は、「吸収合併消滅会社からの承継債務額が承継資産額を超えるとき（会社法 795条2項1号）」を代表例として押さえてください。つまり、組織再編行為をすることによって承継会社側が損をする場合です。このような場合は、「簡易分割」の方法を使わずに、株主にしっかり判断させようという価値判断で簡易分割ができないとされています。

- ・一定期間内に反対の意思を通知した株主が総議決権の一定割合に達する場合
(会社法 796条3項)
- ・合併対価として譲渡制限株式を交付する場合であって、存続会社が公開会社でないとき
(会社法 796条1項ただし書)

会社法796条（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）

- I 前条第1項（吸収合併契約等の承認）…の規定は、吸収合併消滅会社、吸収分割会社又は株式交換完全子会社（消滅会社等）が存続株式会社等の特別支配会社である場合には、適用しない。ただし、吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主…又は吸収分割会社に対して交付する金銭等の全部又は一部が存続株式会社等の譲渡制限株式である場合であって、存続株式会社等が公開会社でないときは、この限りでない。
- II 前条第1項（吸収合併契約等の承認）…の規定は、第1号に掲げる額の第2号に掲げる額に対する割合が5分の1（これを下回る割合を存続株式会社等の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えない場合には、適用しない。ただし、…同条第2項各号に掲げる場合又は前項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- ① 存続会社等が交付する対価の合計額（←細かい規定なので細部は省略しています）
- ② 存続株式会社等の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額

8 組織再編の契約・計画の承認3

※株式会社の組織再編に限っています。

〈消滅側（新設合併消滅会社、新設分割会社及び株式移転完全子会社）の手続〉

新設型組織再編における組織再編の契約・計画の承認手続は、吸収合併消滅会社、吸収分割会社及び株式交換完全子会社の手続〈組織再編の契約の承認1〉と同じです。

ポイントは、新設型組織再編の場合には、略式組織再編が考えられないことです（組織再編の当事会社の一方は、これから設立する会社なので、一方の会社が議決権の90%以上を有する場合というのが考えられないからです。）。

会社法804条（新設合併契約等の承認）

- I 消滅株式会社等は、株主総会の決議によって、新設合併契約等の承認を受けなければならない。
- III 新設合併消滅株式会社又は株式移転完全子会社が種類株式発行会社である場合において、新設合併消滅株式会社又は株式移転完全子会社の株主に対して交付する新設合併設立株式会社又は株式移転設立完全親会社の株式等の全部又は一部が譲渡制限株式等であるときは、当該新設合併又は株式移転は、当該譲渡制限株式等の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が2以上ある場合にあっては、当該2以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

9 略式・簡易組織再編3

※株式会社の組織再編に限っています。

会社法805条（新設分割計画の承認を要しない場合）

前条第1項（新設合併契約等の承認）の規定は、新設分割により新設分割設立会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1（これを下回る割合を新設分割株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えない場合には、適用しない。

10 組織再編の契約・計画の承認 4

11 略式・簡易組織再編 4

存続側（新設合併設立会社、新設分割設立会社及び株式移転完全親会社）の手続

これらの会社は、これから設立される会社なので、株主総会自体がまだありません。ですから、もちろん組織再編の契約・計画の承認は問題となりません。

12 消滅株式会社等の新株予約権の行方

※株式会社の組織再編に限っています。

1. 合併（吸収合併・新設合併）

合併の消滅会社が発行している新株予約権は、合併の効力発生とともに消滅します。そのため、合併契約では、その消滅する新株予約権に代わるものとして、新株予約権者に交付する対価について定める必要があります。この対価は、存続会社の新株予約権でも、金銭でも大丈夫です。

会社法750条（株式会社が存続する吸収合併の効力の発生等）

IV 吸収合併消滅株式会社の新株予約権は、効力発生日に、消滅する。

※この他、新設合併にも同旨の規定あり。会社法 754 条 4 項

会社法749条（株式会社が存続する吸収合併契約）

I 会社が吸収合併をする場合において、吸収合併後存続する会社（吸収合併存続会社）が株式会社であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

④ 吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、吸収合併存続株式会社が吸収合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該吸収合併存続株式会社の新株予約権又は金銭についての次に掲げる事項（以下省略）

※この他、新設合併にも同旨の規定あり。会社法 753 条 1 項 10 号

2. 会社分割（吸収分割・新設分割）

分割会社の発行している新株予約権は消滅しません。会社分割の分割会社は、会社分割後も存続するからです。

もっとも、分割契約又は分割計画において、分割会社の新株予約権者の新株予約権を消滅させた上で、その消滅した新株予約権に代えて承継会社又は設立会社の新株予約権を交付することを定めることができます（これを吸収分割契約新株予約権、新設分割計画新株予約権といいます。）。この場合、合併の場合とは異なり、新株予約権の代わりに金銭を交付することはできません。

会社法758条（株式会社に権利義務を承継させる吸収分割契約）

会社が吸収分割をする場合において、吸収分割承継会社が株式会社であるときは、吸収分割契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

⑤ 吸収分割承継株式会社が吸収分割に際して吸収分割株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該吸収分割承継株式会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項

イ 当該吸収分割承継株式会社の新株予約権の交付を受ける吸収分割株式会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（吸収分割契約新株予約権）の内容

※この他、新設分割にも同旨の規定あり。会社法 763 条 1 項 10 号

3. 株式交換・株式移転

完全子会社の発行している新株予約権は消滅しません。完全子会社は、株式交換・株式移転後も存続するからです。

もっとも、株式交換契約又は株式移転計画において、完全子会社の新株予約権者の新株予約権を消滅させた上で、その消滅した新株予約権に代えて完全親会社の新株予約権を交付することを定めることができます（これを株式交換契約新株予約権、株式移転計画新株予約権といいます。）。

株式交換・株式移転がなされた場合には、この株式交換契約新株予約権、株式移転計画新株予約権について定めることが通常です。なぜなら、完全子会社に新株予約権を残しておいて、その新株予約権が行使されてしまったら、完全親子会社関係を作出するという株式交換・株式移転の目的を達成することができなくなってしまうからです。

この場合も、合併の場合とは異なり、新株予約権の代わりに金銭を交付することはできません。

会社法768条（株式会社に発行済株式を取得させる株式交換契約）

I 株式会社が株式交換をする場合において、株式交換完全親会社が株式会社であるときは、株式交換契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

④ 株式交換完全親株式会社が株式交換に際して株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該株式交換完全親株式会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項

イ 当該株式交換完全親株式会社の新株予約権の交付を受ける株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者との有する新株予約権（株式交換契約新株予約権）の内容

※この他、株式移転にも同旨の規定あり。会社法 773 条 1 項 9 号

MEMO

13 債権者保護手続

※株式会社の組織再編に限っています。

1. 合併（吸収合併・新設合併）

合併の場合には、吸収合併消滅会社、吸収合併存続会社、新設合併消滅会社のいずれについても債権者保護手続が必要です（新設合併存続会社は、これから設立される会社なので、債権者がいません。だから債権者保護手続は問題となりません。）。

合併は、消滅会社の権利義務のすべてが承継会社に受け継がれることになります。ですから、合併の一方当事者が財務状態の悪い会社だったら、他方当事者の債権者の債権回収可能性は低くなります。

だから、どっちの会社にも債権者保護手続が必要となるわけです。

2. 会社分割（吸収分割・新設分割）

会社分割の場合には、まず、吸収分割承継会社については債権者保護手続が必要です。

分割会社が財務状態の悪い会社だったら、その会社の事業が承継されてしまうので、承継会社の債権者の債権回収可能性は以前より低くなります。この点は、合併の場合と同じ利益状況です。

しかし、吸収分割会社・新設分割会社については、利益状況が少し異なります。

「分割会社は消滅しない」という点です。

ですから、①まず、「会社分割後も分割会社に対して（これまで通り）債務の履行を請求することができる債権者は、異議を述べることができない」とされています（会社法789条2項の条文上は、「債務の履行を請求することができない吸収分割株式会社の債権者は異議を述べることができる」とされていますが、同じ意味です。）。

②次に、会社分割の分割会社の場合には、「いわゆる人的分割類似の方法」といわれる制度があります。

これは、ざっくりいいますと、「分割会社が、分割対価である承継会社又は設立会社の株式を分割会社の株主に分配する場合には、株主への分配については分配可能額の規制に服すことなく分配させてあげるから、その代わりに債権者保護手続をしてね！」という制度です（会社法758条8号等）。旧商法との絡みで残っている制度です。

この「いわゆる人的分割類似の方法」を利用した場合、セットとして必ず

債権者保護手続が必要です。会社分割後も分割会社に対して（これまで通り）債務の履行を請求することができる債権者についても、債権者保護手続をすることになります（セットですから必ず必要です。）。

3. 株式交換・株式移転

原則として事業体の移動のない株式交換・株式移転においては、原則として債権者保護手続が不要となります。

ですから、原則として、完全子会社、完全親会社ともに債権者保護手続は不要です。

じゃあ例外って何なのか…

①まず、完全子会社については、「株式交換契約（株式移転計画）新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合」には、当該新株予約権付社債の社債権者は異議を述べることができます。

株式交換契約（株式移転計画）新株予約権というのは、株式交換契約又は株式移転計画において、完全子会社の新株予約権者の新株予約権を消滅させた上で、その消滅した新株予約権に代えて完全親会社の新株予約権を交付するものでしたね。

これが新株予約権付社債についてされた場合、債権者の側からすると債務者が完全子会社から完全親会社へ交代することになります。そうすると、債権の回収可能性に影響が出ますね。

ですから、「株式交換契約（株式移転計画）新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合」には、当該新株予約権付社債の社債権者は異議を述べることができます。

②次に、株式交換完全親会社について、「株式交換契約（株式移転計画）新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合」には、完全親会社の債権者も異議を述べることができます。

この場合、完全親会社にとっては、債務が増大する（債権者が増える）ことになります。

そうすると、完全親会社の既存の債権者は、債権の回収可能性が減ります。

ですから、「株式交換契約（株式移転計画）新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合」には、完全親会社の債権者も異議を述べることができますとされています。

③あともうひとつ、株式交換完全親会社について、「株式交換の対価として完全親会社の株式以外のものが交付される場合」に、完全親会社の債権者は異議を述べることができます。

この場合、会社財産が社外へ流出することになり、完全親会社の財務状態が悪化するおそれがあるからです。

〈吸收合併消滅会社、吸收分割会社及び株式交換完全子会社の手続〉

会社法789条（債権者の異議）

- I 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める債権者は、消滅株式会社等に対し、吸收合併等について異議を述べることができる。
- ① 吸收合併をする場合 吸收合併消滅株式会社の債権者
 - ② 吸收分割をする場合 吸收分割後吸收分割株式会社に対して債務の履行（当該債務の保証人として吸收分割承継会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む。）を請求することができない吸收分割株式会社の債権者（第758条第8号…に掲げる事項（いわゆる人的分割類似の方法）についての定めがある場合にあっては、吸收分割株式会社の債権者）
 - ③ 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合 当該新株予約権付社債についての社債権者

※この他、新設型組織再編の消滅株式会社等にも同旨の規定あり。会社法 810 条 1 項

・吸收合併存続会社、吸收分割承継会社及び株式交換完全親会社の手続

会社法799条（債権者の異議）

- I 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める債権者は、存続株式会社等に対し、吸收合併等について異議を述べることができる。
- ① 吸收合併をする場合 吸收合併存続株式会社の債権者
 - ② 吸收分割をする場合 吸收分割承継株式会社の債権者
 - ③ 株式交換をする場合において、株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合又は第768条第1項第4号ハに規定する場合（株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合） 株式交換完全親株式会社の債権者